

都城市公立保育所等医療的ケア児受入ガイドライン（概要版）

I ガイドラインの策定にあたって

●ガイドライン策定の経緯・趣旨

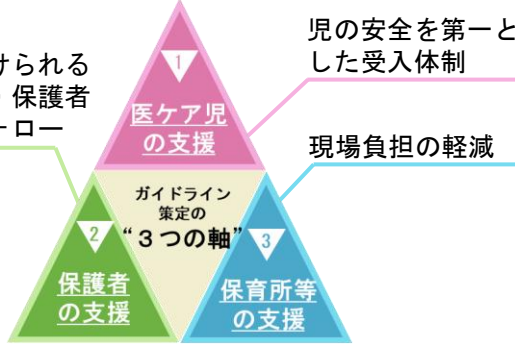
R3年9月に「医ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行。医ケア児への支援が自治体及び保育所の責務に。

R5年度に本市の公立保育所の今後のあり方「**都城市公立保育所等保育方針**」を策定。具体的施策として「**医ケア児の受け入れ推進**」を明記。

公立保育所から医ケア児の受け入れを推進し、最終的には市全体として医ケア児を支援する体制構築を目指し、「**都城市公立保育所等医療的ケア児受入ガイドライン**」を策定。

●策定の軸

安心して預けられる体制づくり・保護者の精神面フォロー



児の安全を第一とした受入体制

現場負担の軽減

●ガイドラインの改定

- ・保育方針の改定に合わせ、概ね5年を目安に全体的見直し
- ・部分的な改定については状況に応じて柔軟に検討



II 入所条件等

●受入要件

- ・市内在住者であること。
- ・原則満2歳以上の児童であること
- ・保育の要件があること。
- ・医師による**集団保育が可能である診断**があること。
- ・病状が安定しており、自宅における医ケアが確立していること。
- ・主治医及び保育所等からの指示に従うこと。
- ・その他、ガイドラインに記載の事項及び別に定める同意書に同意すること。

●保護者了承事項（抜粋）

- ・体調悪化時や悪化が予測される時、感染症流行時などに自宅での保育をお願いする場合があること。
- ・受入体制が整わない場合、保育の利用ができない場合があること。
- ・保育所等が必要と認める時には、主治医等の診察を受けること。
- ・医ケアに係る費用等は原則保護者負担であること。
- ・庁内及び関係機関等と児童の情報を共有すること。
- ・保育所の指示やガイドラインに従わない場合、退所となる場合があること。

III 入所手続き ※別紙参照

IV 入所決定後

●集団保育までの準備期間

医ケア児の負担軽減、児の状況の把握及び施設の受け入れ環境を整えるため、入所前1週間程度、保護者同伴での通園を行う

●医ケアの内容変更・翌年度の入所継続・在園児に医ケアが必要になった場合
都度、主治医から医療的ケア指示書の提出を受ける。入所審査時と同様に継続入所の可否を判断。

V 医ケア実施体制

●人員配置：原則看護師対応とし、医ケア児毎に必要な人数を判断。酸素管理等常時看護師による対応が必要な場合、常時1：1の配置（休憩・休暇代替含）

●看護師による対応

- ・対応できる医ケアは児の病状や施設の体制等により異なる。
- ・頓服薬の預かりは不可。緊急時薬等は要協議。

●緊急時への備え

- ・急変時フローの作成及び共有
- ・災害時避難セットの準備
- ・ヒヤリハット等の報告・共有

●受入環境の整備：備品等は原則保護者負担であるが、以下については市での準備を検討
・プライバシーや衛生面に係るもの（パーテーション外）
・汎用的に使用できる医療器具等（ベッド・聴診器 外）
・生命に関わるもの（アンビューバッグ・蓄電池 外）

VI 医ケア児及び保護者への配慮

●医ケア児への配慮

- ・医ケアの際のプライバシー・尊厳の配慮
- ・行事等における配慮（保護者と協議）
- ・温度・湿度・衛生等適切な環境を整える

●保護者への配慮

- ・適切な情報共有
- ・保護者とのコミュニケーション
- ・適切な範囲での助言、メンタルフォロー
⇒保護者の成長・自立を阻害しない
- ・ネグレクトや虐待が疑われる場合の関係機関との連携

公立保育所等における医ケア児入所の流れ

〈 手続き 〉 (所要期間)

事前相談

(約1週間)

面談

(約2-3週間)

関係機関 との調整

(約1週間)

一次審査

(約2週間)

体験保育 の実施

(約1週間)

二次審査

(約2週間)

入所前面談

(約1か月)

入所決定

